

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第29条第2項
処分の概要	職業訓練指導員免許の取消
法令の定め	・職業能力開発促進法 第29条第2項
処分基準	免許の取消理由となる職業訓練指導員としてふさわしくない非行とは、次の行為をいう。 ・いわゆる破廉恥罪に該当する行為 ・労働基準法の重大な違反行為 ・児童福祉法に違反する虐待行為、暴行、脅迫、監禁又は卑猥な行為 ・その他これに準ずる職業訓練指導員の行為としてふさわしくないもの
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )